

別紙 1

法令による検査頻度の考え方

区分	検査項目	基準値等 (mg/l)	法令の検査頻度の考え方		備考				
			基本	過去3年の検査結果					
				水質基準値 の1/5以下		水質基準値 の1/10以下			
基本 標準 項目	人の健康に 関連する 項目	1 一般細菌	100個/ml以下	月1回	省略不可	省略不可	病原微生物		
		2 大腸菌	不検出	月1回					
		3 カドミウム及びその化合物	0.003以下	3月に1回	年1回	3年1回	無機物・重金属		
		4 水銀及びその化合物	0.0005以下	3月に1回					
		5 セレン及びその化合物	0.01以下	3月に1回					
		6 鉛及びその化合物	0.01以下	3月に1回					
		7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	3月に1回					
		8 六価クロム化合物	0.02以下	3月に1回					
		9 亜硝酸態窒素	0.04以下	3月に1回					
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	3月に1回	省略不可	省略不可			
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	3月に1回	年1回	3年1回	一般有機物		
		12 フッ素及びその化合物	0.8以下	3月に1回					
		13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	3月に1回					
		14 四塩化炭素	0.002以下	3月に1回					
		15 1,4-ジオキサン	0.05以下	3月に1回					
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	3月に1回						
	17 ジクロロメタン	0.02以下	3月に1回						
	18 テトラクロロエチレン	0.01以下	3月に1回	省略不可	省略不可	消毒副生成物			
	19 トリクロロエチレン	0.01以下	3月に1回						
	20 PFOS及びPFOA	0.00005未満	3月に1回						
	21 ベンゼン	0.01以下	3月に1回						
	22 塩素酸	0.6以下	3月に1回						
	23 クロロ酢酸	0.02以下	3月に1回						
	24 クロロホルム	0.06以下	3月に1回						
	25 ジクロロ酢酸	0.03以下	3月に1回						
	26 ジブromokロロメタン	0.1以下	3月に1回						
	27 臭素酸	0.01以下	3月に1回						
	28 総トリハロメタン	0.1以下	3月に1回	省略不可	省略不可	消毒副生成物			
	29 トリクロロ酢酸	0.03以下	3月に1回						
	30 ブロモジクロロメタン	0.03以下	3月に1回						
	31 ブロモホルム	0.09以下	3月に1回						
	32 ホルムアルデヒド	0.08以下	3月に1回						
	33 亜鉛及びその化合物	1.0以下	3月に1回				年1回	3年1回	着色
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	3月に1回						
	35 鉄及びその化合物	0.3以下	3月に1回						
	36 銅及びその化合物	1.0以下	3月に1回	省略不可	省略不可	味 着色			
	37 ナトリウム及びその化合物	200以下	3月に1回						
	38 マンガン及びその化合物	0.05以下	3月に1回	省略不可	省略不可	味			
	39 塩化物イオン	200以下	月1回						
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	3月に1回	年1回	3年1回	発泡			
	41 蒸発残留物	500以下	3月に1回						
	42 陰イオン界面活性剤	0.2以下	3月に1回	藻類発生時は月1回	年1回	3年1回	かび臭		
	43 ジェオスミン	0.00001以下							
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	3月に1回	年1回	3年1回	発泡 臭気			
	45 非イオン界面活性剤	0.02以下							
	46 フェノール類	0.005以下	3月に1回	省略不可	省略不可	味			
	47 有機物(全有機炭素の量)	3以下	月1回						
	48 pH値	5.8以上8.6以下	月1回	省略不可	省略不可	基礎的性状			
	49 味	異常ないこと	月1回						
	50 臭気	異常ないこと	月1回						
	51 色度	5度以下	月1回						
	52 濁度	2度以下	月1回						
管理 設定 項目	基準 外の 項目	13 ジクロロアセトニトリル	0.01以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目		消毒剤より発生する可能性			
		14 抱水クロラール	0.02以下	毎月検査項目					
		16 残留塩素	1以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目					
		28 従属栄養細菌	2000個/ml以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目		病原微生物			